

<レポート>



自治体と連携した大学開放

京都大学名誉教授 上杉孝實

1. 自治体と大学の関係

大学等高等教育機関を持つことによって、文化性のある、活気に満ちた地域の実現への期待が高まる。明治になって都の機能が東京に移り、衰退しかねない状態にあった京都が、多くの学校の設立の場となることによって発展したことが想起される。1886年に第三高等中学校（1894年から第三高等学校）を、府費を投じて大阪から誘致したのもその一例であり、1897年に京都帝国大学が設置されたのも、府議会を中心とした設置運動による。当時府県知事は国による任命制であるが、議会の存在などで、自治体としての側面を有していた。第二次世界大戦後、民主化として、住民自治、地方分権の促進と関連して、国立大学の公立大学化も考えられたが、1949年には各府県に国立大学が置かれ、私立大学の増加もあって、市民形成の観点が強まるのである。近年は、地域産業の振興や人材確保のために自治体による公立大学の設立も多くなっている。

大学の存在は、若い学生による新鮮な刺激をもたらし、専門家による地域活動への協力を可能とする。しかし、大学が象牙の塔として別世界を築くことは、学問の自由を確保するためとされる面はあっても、地域にとって単なるシンボルとなって、時にはタウン（市）とガウン（大学）の対立になりかねない¹。大学にとっても、大衆化が進み、その存立意義が問われる時代にあっては、社会貢献が求められ、地域の支持が重要になっている。自治体にとっても、自治の確立には、それを可能にする知の拠点が必要である。とくに近年は、知識基盤社会と言われるように、生活全般にわたって知の支えの重要性が増し、産業技術はもとより、政治・経済のあらゆる分野での知識の向上・発展が課題となっているのであり、そのことを踏まえた行政が求められているのであって、知の拠点としての大学が地の拠点となることが期待されるのである。

¹ T. Bender (ed.), *The University and the City*, Oxford University Press, 1988, pp. 31-4.

2. 自治体との連携事業

国は、1919 年から大学や直轄学校で公開講座を開き、さらに 1923 年には成人教育講座と名付けた公開講座を直轄学校で行い、1926 年からは大学・高等専門学校や道府県に委嘱して各道府県で成人教育講座を開設してきた。戦後は、1946 年から文化講座、1947 年から専門講座や夏期講座を大学・専門学校等で開設することを求め、大学等の組織的な開放を進めたが、1951 年には文化講座は各府県の高等学校で開いている。これらを反映して、1949 年制定の社会教育法は、文部大臣（現在は文部科学大臣）は国立学校に対し、地方公共団体の長はその設置する公立大学や高等専門学校に対し、地方の教育委員会は所管の高等学校に対し、文化講座・専門講座・夏期講座等の開設を求めることができることを規定した。しかし、民主主義の普及を重要課題とした戦後の一時期以後、このような取り組みは目立ったものではなかった。この規定では、国や自治体の姿勢が示されているのであり、大学等のイニティブによる開放が意識されにくいところがある。1964 年には社会教育審議会答申「大学開放の促進について」が出され、地方への巡回講座の実施とそのための大学分室の設置などが促されたが、実現は遠かった。それでも、大学紛争などもあり、そのあり方が問われるなかで開放の動きも高まってくる。

もともと、大学の乏しい時代にあつて、京都帝国大学では 1909 年から公開講座としての特別講義を 1909 年から、夏期講座を 1910 年から開き、各科目数時間から二十数時間に及ぶ本格的な講義が行われてきたが、戦後はこのような体系的な講義は大学全体としては少なくなっている。戦後は、1946 年以後の立命館大学の土曜講座のように、早くから公開講座が開かれたが、全体に単発講義が目立つのである。一方、自治体では、公民館や教育委員会が主体となつての講座・学級が開かれてきた。

自治体と大学の連携で多く見られたのは、自治体主催の講演会、研修会、講座・学級などに講師として大学教員が参加するといったものである。しかし、その多くは、自治体から個々の教員への働きかけによるものであり、大学組織としての連携とはいいがたい面がある。中には、自治体から大学に講師の推挙を求め、大学が人を選定することもあるが、その場合でも組織的にかかわりは弱かった。大学の社会的貢献が強調され、地域との連携が課題とされるようになった近年は、以前に比べれば組織的対応を試みることも多くなっている。まちづくりなど自治体の課題に大学が協力し、学生も加わって調査研究を行うなどの動きがある。ときにはこれらが授業の一環としても行われるようになっている。自治体の事業に大学施設が利用されることもある。僻地にある自治体などでは、大学の資源を活用して地域の活性化を図ることを強く求めている、地域での調査や教育事業の展開に大学のアウトリーチの活動が見られる。

3. 連携の事例

最近は、自治体と大学が協議して、両者共催の、あるいは自治体主催の社会教育事業のプログラムづくりと講師選定に当たる例も増えてきている。市町レベルでは、特定の大学との個別交渉が多いが、都道府県や規模の大きい市では、複数の大学と組織を形成し、教育事業を展開している。例えば、「ひょうご講座」は、兵庫県が関わって、兵庫県民会館を会場に、独自講座は複数大学が共同で実施にあたりるとともに、学外科目として各大学が出前講座を開講している。現在事務局は県の外郭団体が担っている。

2001 年から 10 年間ほどは、「ひょうごオープンカレッジ」が開校されていた。これは、県と県内の大学で協議会を組織して県費を充て、県民に必要なコースをいくつか選定し、それを担当する大学を決めて、広報・募集・受付等は県が、講師・教室・図書館・食堂等の提供は大学が行うものであった。その実施は、数年かけての研究や試行の結果によるもので、各コースとも集中または週 1 日の分散方式で、午前午後の全日・5 日間の開講であった。住民のニーズを把握し、広報を行うのには、大学以上に自治体が多くツールを持っている。プログラムの作成にあたっては、一般市民に適した内容と方法を採用するうえで、自治体の社会教育主事などの専門職員が関わるのが効果的である。

自治体が媒介となって複数の大学がコンソーシアムを形成し、大学間の連携や共同で大学開放に取り組むところも増えてきている。大学コンソーシアム京都是、全国に先駆けて 1994 年に京都・大学センターとして発足し、1998 年に財団化して名称を変更したもので、現在公益財団として活動する、京都市、経済団体、大学等から成る本邦最大のコンソーシアムである。そこでは、キャンパスプラザ京都の運営、大学間の単位互換、FD フォーラム、SD フォーラム、共同広報、学生祭典などが行われているほか、インターンシップ、高大連携などで、地域の企業や高校との連携があり、都市政策研究やシンクタンク事業で成果を市政に反映させ、シティカレッジを改称した京（みやこ）カレッジで、大学・短大の正規科目を含めて市民に開かれた科目を年に数百開講している。事務局に、京都市内の有力私学が力のある職員を派遣していることも、大きな機能を発揮していることにつながっている。

大学コンソーシアム大阪は、1999 年に結成された大阪府内大学学長会を前身として、現在特定非営利活動法人として、単位互換など大学間の連携、高大連携、大阪学など市民に対する公開講座の実施等を行っている。2007 年からは大阪市との包括協定により、大阪市立総合生涯学習センターの所在するビルに、拠点としてのキャンパスポート大阪を置き、公開講座の実施にはセンターも協力している。これとは別に、2002 年に設立の特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアムもあり、単位互換や公開講座・セミナー等が開か

れている。

県が中心となって、市や大学との連携教育事業を展開してきたものとしては、淡海生涯カレッジがよく知られている。1995 年の文部省委嘱「地域における生涯大学システムの研究開発」に基づき滋賀県と滋賀大学の共同事業として、1996 年に発足したもので、その後県教育委員会と各市教育委員会が主催し、県内の大学が協力して、各市の公民館等での問題発見学習、県立高等学校等での実験・実習など体験学習、大学での理論学習などを、順次経験するものであった。2016 年度からは、地域づくり型生涯カレッジとして、市町で実行委員会をつくり、県内の大学や各種学習機関と連携して、地域学を中心とした講座を開き、県が支援している。2016 年度は 4 市で開講し、そのうち長浜では、淡海生涯カレッジとして開講している。

一般社団法人京都府地域・大学連携機構は、京都府、府北部の自治体、協力する大学などで連携して、公開講座の開設など、大学の少ない丹後・丹波地方の活性化を図っている。和歌山大学でも、サテライトを設けて、県内各自治体との結びつきを強めている。僻地の自治体や地区が個々の大学や学部・研究科と協定を交わし、その機能を活用している例は少なくない。このように、大学が大学のない地域にも拠点を置き、研究・教育の開放を行うことが、イギリスで始まった大学拡張であり、もともとのエクステンションの意味である。学童保育を大学が委託されるなど、新たな連携事例も見られる。

4. 連携上の課題

自治体が大学との連携を図るとき、戸惑うのは大学のどの機構にアプローチすればよいかということである。これまで、審議会等の委員にしる、研修会の講師にしる、個人的なつてをたどって、教員に個別に交渉するということが多かった。大学にしても、本務としての位置づけが明確でないものについて、教員に働きかけることは容易ではなかった。学部の場合はまだしも、顔の見える範囲で専門領域もわかりやすく、教授会といった構成員で定例的に開かれる会議もあって、組織的に応答することが可能であったが、全学となると、そのようにはいかない。

近年は、地域連携委員会が設けられ、事務局に地域連携室などが置かれて、全学的な対応がなされるようになってきているものの、意思決定や個々の教員への働きかけにおいては、間接的になり、機能が十分発揮できるとは限らない。エクステンションセンターを持つ場合は、そこでの対応が可能となるが、そこに関係している教員はともかくとして、他の学部に属する教員を巻き込むのは、それほど簡単ではない。コーディネートするスタッフの権限と力量が重要になり、自治体の社会教育主事に相当する教職員の配置が望まれる。

個人的に自治体から依頼された仕事は、本務外とされ、勤務時間を組みなおして従事するのがふつうであるが、大学として受けた仕事は本務として扱われることもあり得る。かつては、本務外の仕事に対する評価は必ずしも高くなかったが、社会貢献が大学の機能として重視され、地域との結びつきが強調されることによって、たとえ本務外であっても自治体との連携による仕事が価値づけられることも増えている。ただ、本務とのバランスは問われるところである。

自治体から依頼された事項であっても、大学に丸投げの例が見られる。それでは自治体としての意図なり見識が活かされないものになりかねない。一方、大学にあっても、自治体の意向のままに研究・教育の開放をすることが、学問の自由や大学の自治に照らして妥当ではないことがある。開放講座にしても、自治体と大学が合同委員会を設置し、十分な協議を経て、対象に応じた適切なプログラムを立て、広報を行う必要がある。一般住民を対象とする場合、住民も加わった実行委員会を結成することが望まれる。社会教育では、住民が主体となつての運営や相互教育を重視した取り組みが行われて来ているのであり、大学成人教育にあっても、このことを意識することが重要である。

自治体と大学の連携において、学生の果たす役割にも注目すべきものがある。大学のスペースを活用して、学生が子どもたちの学校外活動や保育を担う事例は少なくない。近年は、大学機構としてボランティアセンターを設け、自治体等からの要請に応じて学生の派遣を仲介することも行われている。大学が自治体やその所管学校でインターシップを行うことも多い。これらは学生の体験学習として意味を持つものであるが、ここでも大学・自治体両者の協議が十分なされないと、教育的意味が薄かったり、学生の負担が過重になることもあり得る。このところ、自治体と大学が包括的協定を締結して、互いの利益を図ることが多いが、さらに個々の事業に即しての協議が必要であり、そのための機構の整備が求められるのである。

上杉孝實 (うえずぎ・たかみち)

1935 年京都府生まれ。京都大学教授・教育学部長、龍谷大学教授・大学教育開発センター長、畿央大学教授・教育学部長などを歴任。この間京都府や兵庫県の生涯学習審議会長、日本社会教育学会長などに就任、現在京都大学名誉教授、NPO 法人全日本大学開放推進機構理事。主な著書・編著書に『大学はコミュニティの知の拠点となれるか』(ミネルヴァ書房)、『現代文化と教育』(高文堂)、『地域社会教育の展開』(松籟社)、『生涯学習・社会教育の歴史的展開』(松籟社) など。